

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、大宮公園の一部の区域の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 管理する区域

埼玉県さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで